

## 1 目的

「坂出市認定地域クラブ活動指導者」登録制度（以下「本制度」という。）は、坂出市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の違反行為（坂出市認定地域クラブ活動指導者等処分規定1の(2)に規定）の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

## 2 定義

認定地域クラブの指導者は、坂出市地域クラブ活動の認定に関する要綱第2条第3項により申請のあった者で、本制度に基づき、以下の登録要件を備えた者であって、坂出市教育委員会（以下、「教育委員会」という）に登録された指導者を「坂出市認定地域クラブ活動指導者（以下「認定地域クラブ指導者」とする。

## 3 登録要件

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
  - ③ 過去の暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等を鑑み、指導者として不適切な者

## 4 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、坂出市地域クラブ活動の認定に関する要綱第2条第3項の規定により、坂出市認定地域クラブ活動指導者登録申請書及び誓約書を教育委員会に提出しなければならない。
- (2) 教育委員会は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合、教育委員会が行う研修受講後、認定地域クラブ活動指導者として登録する。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、教育委員会に登録申請書等を提出すること。申請後、登録申請者は、教育委員会が実施する研修を受講すること。研修受講後、正式に坂出市地域クラブ活動指導者として登録される。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

## 5 研修

坂出市認定地域クラブ活動指導者として登録された者は、以下の(1)に示す研修のうち、①を除く②～④の研修を主体的に選択し、受講することが望ましい。

### (1) 対象となる研修（研修実施者）

- ① 教育委員会が行う研修（必須）
- ② 香川県教育委員会が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 教育委員会等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

### (2) 研修受講及び内容

登録申請者は、上記研修のうち、① 教育委員会が行う研修を受講することにより本制度に基づく指導者として正式に登録される。教育委員会が行う研修内容は、次に示す「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、実施するものとする。なお、(1)②の香川県教育委員会等が研修を受講する場合には、研修受講後、教育委員会に対して報告を行うものとする。

その他、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようスポーツ庁や香川県教育委員会が実施するオンデマンド方式による研修や夏季休業に入る前の時期に熱中症予防に関する研修、違反行為防止等のコンプライアンス研修についても受講することが望ましい。

## 6 有効期間

登録の有効期間は、最長3年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））とする。

## 7 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の附則に記載の経過措置を適用

## 8 違反行為

### (1) 禁止される違反行為

本制度における違反行為とは、坂出市地域クラブ活動の認定に関する要綱第14条（違反行為の処分）及び坂出市地域クラブ活動指導者等処分基準1の(2)違反行為の区分によるものとする。

### (2) 違反行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による違反行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、実施主体の規約等に基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、教育委員会に報告すること。なお、報告を受けた教育委員会において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うものとする。
- ② 上記のほか、教育委員会に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行う場合もある。
- ③ 教育委員会は、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、「坂出市認定地域クラブ活動指導者等処分基準」により、違反行為を行った者を処分する。

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む。）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止</li> <li>・生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止</li> <li>・生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）</li> </ul>
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等</li> <li>・生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）</li> <li>・生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導</li> <li>・女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮</li> </ul>
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導</li> <li>・事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）</li> <li>・事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）</li> </ul>
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との連絡調整等</li> <li>・生徒が在籍する中学校等との連携</li> </ul>

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。